

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する 条例に基づく審査基準等の一部改正等について（意見公募）

横浜市では、『横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成 16 年 3 月 5 日条例第 4 号）及び横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例施行規則（平成 16 年 4 月 15 日規則第 54 号）に基づく審査基準（以下「審査基準」という。）の一部改正』及び『横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例及び同解説の一部改訂』を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から、この改正等に関する意見公募を実施します。

1 改正等の概要

- (1) 運用の明確化として、緑化等を行う部分のうち「市長が別に指定する部分」について、審査基準に規定する
- (2) 運用改善として、解説の追加及び文言の整理をする
- (3) その他、所要の改正及び改訂を行う

2 施行日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）

3 意見公募要領

＜意見公募期間＞

令和 8 年 2 月 12 日（木）から同年 3 月 13 日（金）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

＜ご意見の提出方法＞

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

- (1) 郵送または持参（持参の場合は、平日の 8：45～17：15 にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 市庁舎 25 階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

- (2) ファクシミリ FAX : 045-550-3568

- (3) 電子メール E メール : kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp

＜問い合わせ先＞

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

＜その他＞

- (1) 寄せていただいたご意見とそれに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- (2) 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は対応できかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用しません。
- (4) ご意見の提出に伴い取得したメールアドレスや FAX 番号等の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認の目的に限って利用します。